

平成27年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

本市では、「子どもたちの笑顔」のあふれるまちを実現するため、子育て環境の充実を市の最重要課題と位置付け、積極的な取組を推進しています。

なかでも、若い子育て家庭からのニーズが特に高い保育所待機児童の解消については、喫緊に取り組むべき課題として、平成25年12月に市長をトップとした「待機児童ゼロ対策推進本部」を立ち上げ、平成27年4月の待機児童解消を目指して職員が一丸となり取組を進めてきました。

◎待機児童解消に向けた取組の3本の柱



①多様な手法を用いた保育受入枠の確保（過去最大）

- ・認可保育所等の整備（定員：前年比2,544人増の22,869人）
- ・川崎認定保育園（助成対象者数：前年比771人増の4,171人）



②区役所におけるきめ細やかな相談・支援

- ・区役所における相談・サポート体制の強化
- ・多様な保育ニーズと保育施設とのマッチング



③保育の質の担保・向上

- ・「新たな公立保育所」機能の全区展開
- ・保育の担い手となる保育人材の確保・育成

◎保育所等利用申請者数の増加と受入枠の拡充

<利用申請者数の増加>

平成26年4月の待機児童数を大幅に減少させた影響もあり、平成27年4月の利用申請者数は過去最大の25,264人

<受入枠の拡充>

- ①認可保育所や小規模保育等の積極的な整備により、平成27年4月の保育所等(※)の定員は過去最大となる22,869人へと拡充

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育所機能部分）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）をいいます。

- ②川崎認定保育園の助成対象児童数を過去最大となる4,171人へと拡充

H27
利用申請者数

25,264人
(1,764人増)
<過去最大>

保護者ニーズと施設をマッチング（区役所）

H27 受入枠拡充

川崎認定保育園
助成対象者数

4,171人
<過去最大>
(771人増)

保育所等定員

22,869人
(2,544人増)
<過去最大>

※利用申請せずに川崎認定保育園に直接入所する人数も前年比605人増加しています。

1 平成27年4月1日現在の保育所等利用申請・入所待機状況

平成27年4月の保育所等利用申請者数は、前年から1,764人の増加となる過去最大の25,264人となりましたが、認可保育所や川崎認定保育園等の保育受入枠を大幅に拡充するとともに、市民に身近な区役所においては、保育を希望する保護者一人ひとりにきめ細やかな相談・支援等を行った結果、厚生労働省の「保育所等利用待機児童の定義」に基づく、平成27年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は、前年から62人減少し0人となりました。

(単位：人)

区分	平成27年4月	平成26年4月	平成25年4月
就学前児童数	81,418	80,963	80,909
前年との比較	455	54	362
利用申請者数 (A)	25,264	23,500	22,164
前年との比較	1,764	1,336	1,439
利用児童数 (B)	23,033	20,930	19,399
前年との比較	2,103	1,531	1,325
利用していない児童数 (A) - (B) = (C)	2,231	2,570	2,765
前年との比較	▲339	▲195	114
市の保育施策で対応している児童数等 (D)	1,347	1,500	1,341
前年との比較	▲153	159	67
川崎認定保育園等対応児童数 ※1	1,056	995	838
家庭保育福祉員対応児童数 ※2	—	89	62
おなかま保育室対応児童数	177	290	323
一時保育対応児童数	108	119	118
幼稚園預かり保育対応児童数	5	7	—
事業所内保育対応児童数 ※3	1	—	—
産休・育休中の申請者数 (E) ※4	348	433	508
第1希望のみ等の申請者数 (F) ※5	407	409	439
主に自宅で求職活動を行う申請者数 (G) ※6	129	166	39
待機児童数 (C) - (D) - (E) - (F) - (G)	0	62	438
前年との比較	▲62	▲376	▲177

※1 認可外保育事業の再構築により、①かわさき保育室②川崎市認定保育園は③川崎認定保育園へ制度移行を進めました。平成25年は①、②、③の合計、平成26年は②と③の合計、そして平成27年に③に一元化しました。

※2 「家庭保育福祉員」：平成27年4月から地域型保育（小規模保育または家庭的保育）に移行しました。

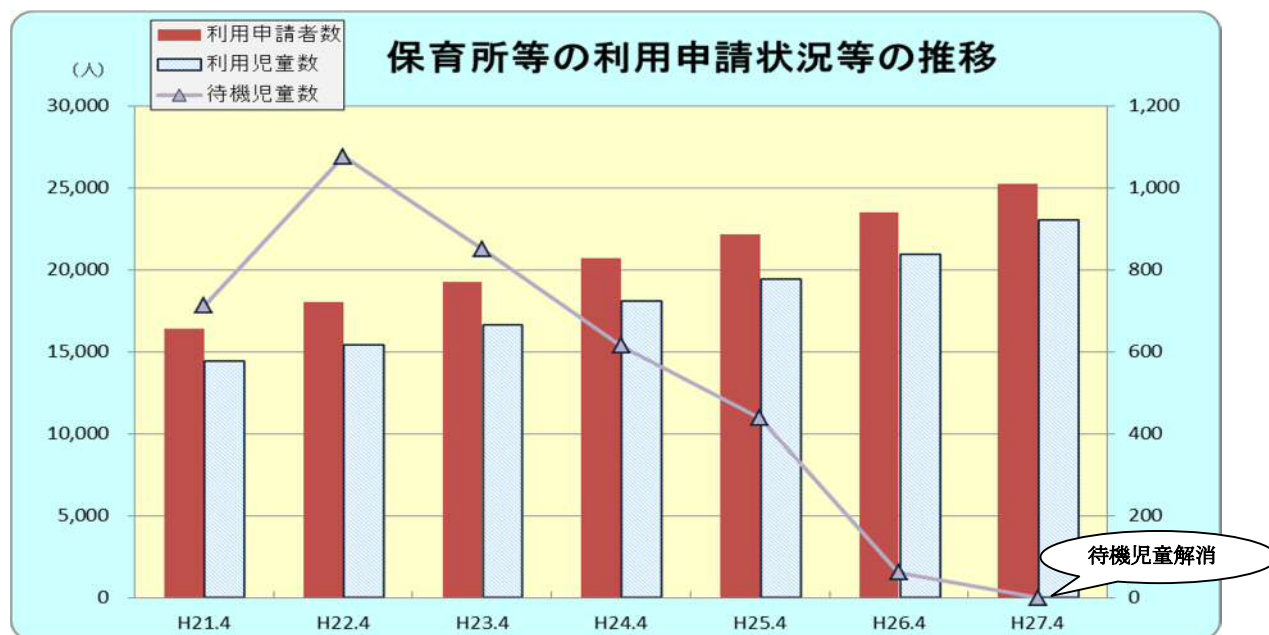
※3 「事業所内保育」：地域型保育（事業所内保育）に従業員枠で利用する方

※4 「産休・育休中」：4月1日時点で産前産後休暇、育児休業を取得されている方

※5 「第1希望のみ等」：1か所からの申し込みの方、2か所以上の申し込みをして、その中に利用可能な保育所等があるにも関わらず利用を辞退した方、自宅から通常の交通手段でおおむね20～30分以内に利用可能で空きのある保育所等又は市における単独保育施策の対象施設があるにも関わらず利用を希望されない方など

※6 「主に自宅で求職活動」：インターネットなどを利用し、主に在宅で職を探している方

2 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移（各年4月1日時点）



		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
・保育所 ・認定こども園	施設数 (か所)	144	161	180	203	221	241	273
	前年比	+9	+17	+19	+23	+18	+20	+32
	定員 (人)	13,605	14,675	15,905	17,490	18,995	20,325	22,505
	前年比	+820	+1,070	+1,230	+1,585	+1,505	+1,330	+2,180
地域型保育(※)	施設数 (か所)							43
	定員 (人)							364
就学前児童数 (A) (人)		79,061	80,012	80,380	80,547	80,909	80,963	81,418
利用申請者数 (B) (人)		16,384	18,032	19,241	20,725	22,164	23,500	25,264
	前年比	+1,371	+1,648	+1,209	+1,484	+1,439	+1,336	+1,764
申込率 (B/A)		20.72%	22.54%	23.94%	25.73%	27.39%	29.03%	31.03%
利用児童数 (人)		14,430	15,435	16,630	18,074	19,399	20,930	23,033
	前年比	+955	+1,005	+1,195	+1,444	+1,325	+1,531	+2,103
待機児童数 (人)		713	1,076	851	615	438	62	0
	前年比	+130	+363	▲225	▲236	▲177	▲376	▲62

※地域型保育＝平成27年4月から事業開始された家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

平成27年4月時点の保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育）の施設・定員数

＜施設数＞

①保育所・認定こども園(273施設) + ③地域型保育(43施設) = **316施設(前年比75施設増)**

＜定員数＞

②保育所・認定こども園(22,505人) + ④地域型保育(364人) = **22,869人(前年比2,544人増)**

3 待機児童解消に向けた主な取組（詳細）

（１）川崎市待機児童ゼロ対策推進本部の設置と区役所を中心とした取組の推進

平成２７年４月の待機児童解消を達成するため、その対策を講じるプロジェクトチームとして、平成２５年１２月に市長をトップとした「待機児童ゼロ対策推進本部」を、また、各区役所には、区長をトップとした「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」をそれぞれ設置し、区役所と本庁部局が連携し、職員が一丸となり、待機児童対策に関する取組の推進と加速化を図ってきました。

特に、市民に身近な区役所において、大切なお子様の預け先を探す保護者一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、きめ細やかな支援を行うことが何より大切なことだと考え、相談対応の充実に努めてきました。

◎待機児童ゼロ対策推進本部会議 平成 26 年度 12 回開催

◎区役所待機児童ゼロ対策推進会議 平成 26 年度 62 回開催（7 区合計）

（２）待機児童解消に向けた取組の３本の柱

① 多様な手法を用いた保育受入枠の確保 <過去最大の受入枠増>

平成２６年２月に待機児童対策の基本方針として策定した「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」に基づき、認可保育所の整備のほか川崎認定保育園の拡充や保育料補助の増額など、迅速に効果的な施策を推進しました。

➤ 認可保育所の整備 【平成 26 年度予算：3,405,266 千円】

平成２６年度当初予算では定員１,５４０人分を整備する計画となっておりましたが、待機児童の多い地域を重点整備地区として指定し追加募集を図るなどの緊急対策を図るなどして、計画を大幅に上回る１,７９０人（建替・増築等の定員変更含む）の定員増を行いました。

また、既存保育所の定員増（１２０人増）や川崎認定保育園からの認可化（２２５人増）を含め、認可保育所と認定こども園の定員の合計は、前年比２,１８０人増の２２,５０５人となりました。（新制度により利用調整の対象となった幼稚園型認定こども園の定員４５人を含む）

◎認可保育所と認定こども園を合わせた施設数・定員数：

平成 27 年 4 月 273 か所・22,505 人（前年比 32 か所・2,180 人増）

➤ 小規模保育事業所の整備等 【平成 26 年度予算：219,096 千円】

保育ニーズが高く、保育所の整備に適した土地や建物の空きを見つけることが困難な地域において、限られたスペースで施設整備が可能な小規模保育事業所を市内４か所に整備しました。

また、平成２７年４月の子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて、地域型保育事業の新設や、既存の家庭保育福祉員（保育ママ）や川崎認定保育園、おなかま保育室からの移行を進めるなど、待機児童の多い低年齢児（０～２歳）対策を推進しました。

◎地域型保育事業（新設・移行）の施設数・定員数 平成 27 年 4 月 43 か所 364 人

（内訳）

- ・小規模保育事業所の新設・定員数：4 か所・68 人
- ・家庭的保育事業の新設・定員数：2 か所・8 人
- ・事業所内保育事業の新設・定員数：2 か所・38 人
- ・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育）への移行：35 か所 250 人

➤ 川崎認定保育園の拡充と保護者の保育料負担の軽減

【平成 27 年度予算 3,303,441 千円】

川崎認定保育園の助成対象児を前年の 3,400 人から 4,171 人へと大幅に拡充するとともに、保護者の保育料負担について、児童の年齢と所得に応じて最大 20,000 円の補助を継続し、負担の軽減を図るなど、川崎認定保育園の積極的な活用を促進しました。

◆川崎認定保育園の助成対象児童数等の推移（単位：人）

	入所者数 (A)	(A)のうち認可保育所の 利用申請をした人数	(A)のうち認可保育所を 申請せず直接入所した人数
平成25年4月1日(①)	2,391	838	1,553
平成26年4月1日(②)	3,163	995	2,168
平成27年4月1日(③)	3,829	1,056	2,773
2年間の伸び(③－①)	1,438	218	1,220

◎川崎認定保育園への入所者数（A）は 2 年間で 1,438 人（160%）増の 3,829 人となり、川崎認定保育園が、認可保育所と並び保護者の保育ニーズを支える重要な保育の受け皿となっています。

◎認可保育所に利用申請をしたものの保留となり、川崎認定保育園に入所する人数も 2 年で 218 人増の 1,056 人となり、待機児童対策に寄与しています。

（参考）認可保育所の内定を辞退し、川崎認定保育園に通う人数 118 人

◎認可保育所に申請せず川崎認定保育園に直接入所する人数は 2 年間で 1,220 人（179%）増の 2,773 人となり、川崎認定保育園が保護者の認可保育所への申請ニーズを吸収しています。

② 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

保育ニーズの高まりやその多様化が進む中、待機児童を解消するにあたっては、市民生活に身近な区役所において、地域子ども・子育て支援のニーズを的確に把握・分析するとともに、保育所の利用を申請する前の段階からアフターフォローにいたるまで、お子様の預け先を探す一人ひとりの保護者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援を実施することが非常に重要です。

そのため、区役所の相談体制の強化を図るとともに、申請前段階からの相談・支援の実施や、入所保留後のアフターフォローにおいて、保護者の保育ニーズと多様な保育サービスとのマッチングを図るなど、きめ細やかな取組を実施しました。

<区役所における掲示（保育園マップ・川崎認定保育園の空き情報）>

★入所相談等で窓口にお越しになられた方に対して分かりやすい掲示を行いました。



<入所に関する相談記録票・確認票>

★アフターフォローの相談経過等を詳細に記録し、一人ひとり丁寧に対応しました。



◆区役所窓口の相談・支援体制の強化（平成 25・26 年度）

- ◎区待機児童ゼロ対策担当係長を配置 平成 26 年 1 月（正規職員 計 9 人）
- ◎区保育所入所相談業務等非常勤嘱託員を配置 平成 26 年 1 月（非常勤嘱託員 計 9 人）
- ◎利用者支援事業実施に向けた職員を配置 平成 26 年 4 月（正規職員 計 7 人）

◆申請前段階からの相談・支援の実施（平成 26 年度）

- ◎各区役所や地域子育て支援センターにおいて、少人数単位の説明会や相談会などを開催
開催回数：計 114 回 参加人数：1,625 人

◆入所保留者を対象とした平日夜間及び土曜日の保育所入所相談（平成 25・26 年度）

- ◎就労等の事情により、平日の日中に区役所に来庁できない方への相談機会を提供するため、保留通知発送後の約 2 週間、平日夜間及び土曜日に保育所入所相談を実施

相談実施件数（平成 26 年度）：計 85 組 人数 計 115 人

＜実施概要（平成 26 年度）＞

実 施 期 間：2 月 2 日（月）～14 日（土）・21 日（土） 計 12 日間

曜 日・時 間：月～金曜日 17 時～19 時半・土曜日 9 時～12 時

実 施 内 容：保育所等の入所相談、川崎認定保育園の案内等

【参考】各区役所における窓口・電話での相談対応件数 合計 11,285 件

※2 月～3 月の 2 か月間の相談対応件数を集計。アフターフォローにおける入所保留者への空き施設の情報提供や、保育所の希望変更に関する相談等をカウント（書類の受け渡しや記載内容の確認等の相談・支援に至らないやり取りは除く。）

◆川崎認定保育園と連携した空き情報の効果的な提供（平成 25・26 年度）

市内 126 施設の川崎認定保育園と区役所とが緊密に連携を取り、保留通知発送後の 2 月 2 日から 3 月末まで、各施設の空き情報を毎週更新し、市ホームページや窓口で預け先を探している保護者へのタイムリーな情報提供に努めました。

◆保育所等の内定と川崎認定保育園の予約を重複している方への勧奨（平成 26 年度）

保育所等の内定と川崎認定保育園の予約を重複している場合には、早期にいずれかの施設に入所するかを決めて、入所しない施設への内定（予約）を解除いただくよう、内定通知への依頼文の同封や、電話での働きかけを行うなどの勧奨を行いました。

その結果、昨年よりも早い段階で保育受入枠の空き情報の把握が可能となり、預け先をお探しの方への案内へと繋げることができました。

◆区役所における広報等の強化・充実（平成 25・26 年度）

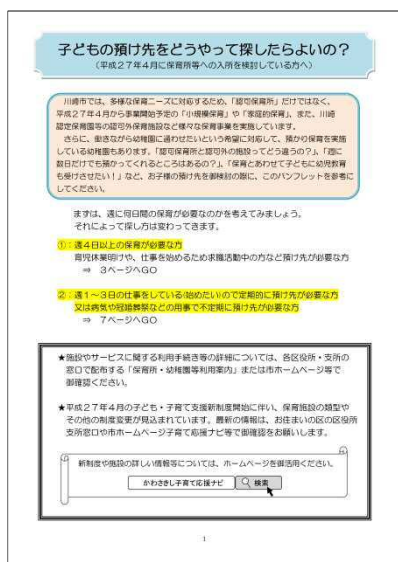
◎お子様の預け先を初めて探す方などに対して、川崎市の保育施設・サービスの紹介や、預け先を探す際のポイントなどを分かりやすくまとめたパンフレット「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」を作成し、区役所窓口や説明会などで配布しました。

◎川崎認定保育園の情報をまとめたガイドブック、子育て施設のマップ、川崎認定保育園の施設や保育の様子を映像化し YouTube への動画配信を行うなど、各区役所が趣向を凝らした取組を行いました。

◎各区役所児童家庭課窓口にて 2 台のタブレット端末を導入し、川崎認定保育園の施設の詳細や空きの情報提供等に活用しました。

<区役所における広報等の強化・充実（取組事例）>

子どもの預け先をどうやって探したらよいの？



幸区川崎認定保育園ガイドブック



川崎区周辺子育て施設マップ



ユーチューブへの動画配信（高津区）



③ 保育の質の担保・向上

待機児童解消に向けて保育所整備を進めている中、高まる保育需要への対応、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間の多様な運営主体の参画を促進してきました。多様な運営主体による保育事業の推進にあたっては、行政の責務として、保育の質を担保・向上していくことが重要であり、保護者が安心してお子様を預けられる環境づくりに努めてきました。

◆多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保

◎多様な手法による保育所整備を推進してきた中で、安定した保育の提供と質の向上を図るため、設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後も、指導監査体制の充実を図り、保育の質の維持・向上に努めてきました。

◎民間保育所の運営に関し、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、平成 25 年度から、国の保育士等処遇改善事業を活用し、民間保育所職員の処遇改善を図ってきました。

◎平成 26 年 4 月から「新たな公立保育所」の「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の機能強化により、民間保育所等との連携を深めながら、市内全体の保育の質の維持・向上に向けた取り組みを全区で開始しました。

◎「福祉サービス第三者評価」の受審の促進を図り、利用者への情報提供を行うとともに、保育の質の向上に向けた自主的な取組を支援してきました。

◆認可外保育事業の保育の質の向上

◎認可外保育施設に対しては、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設に対し運営費を助成することにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきました。

◎平成 25 年 1 月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、認可外保育施設の保育の質の向上を図るため、新たに「川崎認定保育園」を創設し、複数あった認可外保育事業の一元化を進めるとともに、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を促進することとしました。

◎認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、指導体制を強化し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の充実を図りました。

◆保育士確保対策の充実

◎首都圏における保育所整備の推進に伴う深刻な保育士不足に対応するため、平成 26 年度から「かながわ保育士・保育所支援センター」を県内自治体で共同運営し、保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士の再就職支援を行うとともに、本市独自でも就職相談会や就職支援セミナーを開催しました。

（３）横浜市との待機児童対策に関する連携協定の締結

女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力することにより、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、平成２６年１０月２７日に横浜市と「待機児童対策に関する連携協定」を締結し、「ともに子育てしやすいまち」を目指して、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を始めました。

【協定の連携・協力事項】

- １ 市境における保育所等の共同整備に関すること。
- ２ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関すること。
- ３ 保育士の確保対策に関すること。
- ４ 保育施策に関する研究及び情報共有に関すること。
- ５ 国等への要請に関すること。
- ６ その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項

<取組の進捗状況等>

◆川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用について

平成２７年４月から、川崎市在住児が横浜保育室を利用する場合は、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助を川崎市から実施することとしました。また、横浜市に在住している児童が川崎認定保育園を利用する場合にも、横浜保育室を利用する場合と同等の軽減助成額を横浜市から受けることが可能となりました。

<相互利用の人数>（平成２７年４月１日時点）

- | | |
|---------------------|---------------|
| ◎横浜保育室に入所している川崎市民 | 11 人（前年比　５人増） |
| ◎川崎認定保育園に入所している横浜市民 | 29 人（前年比　１人減） |

【参考】<保育所等の入所状況>（平成２７年４月１日時点）

- | | |
|----------------------|------------------|
| ◎横浜市の保育所等に入所している川崎市民 | 221 人（前年比　13 人減） |
| ◎川崎市の保育所等に入所している横浜市民 | 43 人（前年比　18 人減） |

◆保育所等の共同整備について

両市の市境周辺における保育需要を双方に補完し合える場所への「保育所等の共同整備」について、平成２８年４月の開設に向けて準備を進めています。

- ・計画予定地　川崎市幸区南幸町３丁目 149 番 3（特別養護老人ホーム南さいわい）
- ・整備方法　既存の鉄筋コンクリート造・５階建ての特別養護老人ホームの５階部分を増築して保育所を整備

4 待機児童解消の継続に向けた主な取組（平成27年度取組）

待機児童の解消後は、保育所等に入所できるという期待感から転入者が増え、新たな需要を掘り起こし、当分の間は利用申請者数が増え続けることが想定されます。

引き続き、待機児童解消の継続に向けて必要な保育受入枠の確保を行うとともに、区役所における相談体制の充実に努め、子どもを安心して産み育てられるまちを目指して取組を推進していきます。

（1）保育受入枠の確保

待機児童の解消を継続するため、平成27年3月に策定した「川崎市子ども・子育て支援事業計画」に定めた教育・保育の量の見込みに対応する確保方策において、保育所等の整備などを計画的に実施し、必要な教育・保育の提供体制を確保していきます。

○認可保育所と小規模保育の整備（定員 1,480 人分）

【平成 27 年度予算（繰越明許費含む）2,870,732 千円（前年度比 534,534 千円の減）】

○川崎認定保育園の受入枠の拡大（助成対象者数 3,400 人→4,171 人 771 人増）

【平成 27 年度予算 3,303,441 千円（前年度比 607,753 千円の増）】

（2）区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援のさらなる充実

区役所において、平成27年4月の子ども・子育て支援法の本格実施に伴う利用者支援事業の中で、保育所等の利用申請前から保護者等の視点に立った情報提供や相談を実施し、入所保留となった後も、きめ細やかな相談・支援を継続して実施していきます。

○保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実

（3）保育の質の担保・向上

今後も多く民間保育所等が整備され、保育士の確保と質の担保が重要な課題となるため、その対策に力を傾注していきます。

○「新たな公立保育所」による民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成

「新たな公立保育所」の機能強化により、公立保育所（各区センター園1園、ブランチャ園2園）が地域の拠点としてのリーダーシップを取り、民間保育所等と一体となり地域の保育施設の支援や交流を行い、保育の質の確保を図ります。

また、保育士、栄養士、看護師等の専門職を活用し、民間保育所と連携を図るとともに、共に学びながら人材育成の取り組みを推進して保育の質の向上を目指します。

○保育士確保事業の推進と人材育成

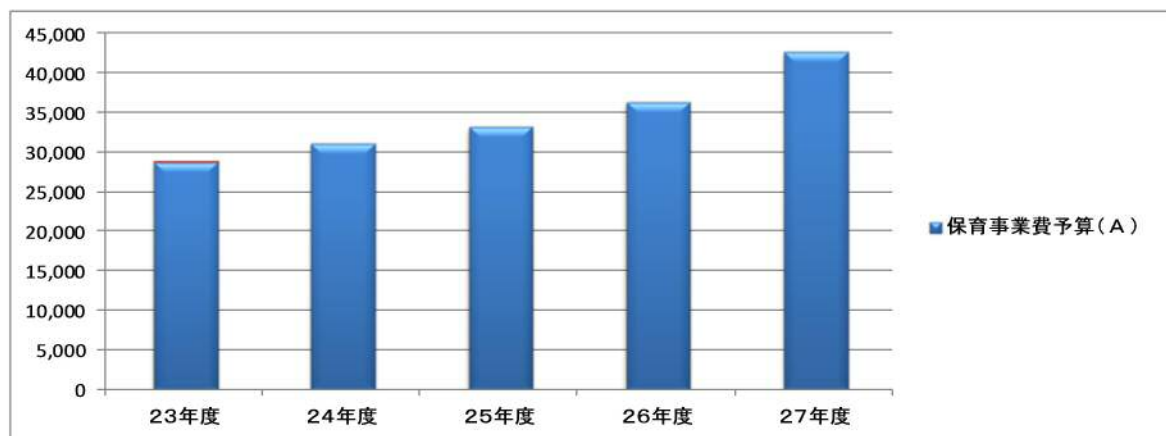
5 待機児童対策関連（保育事業費）予算について

（１）保育事業に係る予算

（単位：百万円）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保育事業費予算(A)	28,869	31,210	33,333	36,518	42,742
川崎市一般会計予算(B)	618,023	595,633	598,410	617,117	618,873
(A)／(B)	4.7%	5.2%	5.6%	5.9%	6.9%

※各年度の額は全て当初予算ベース



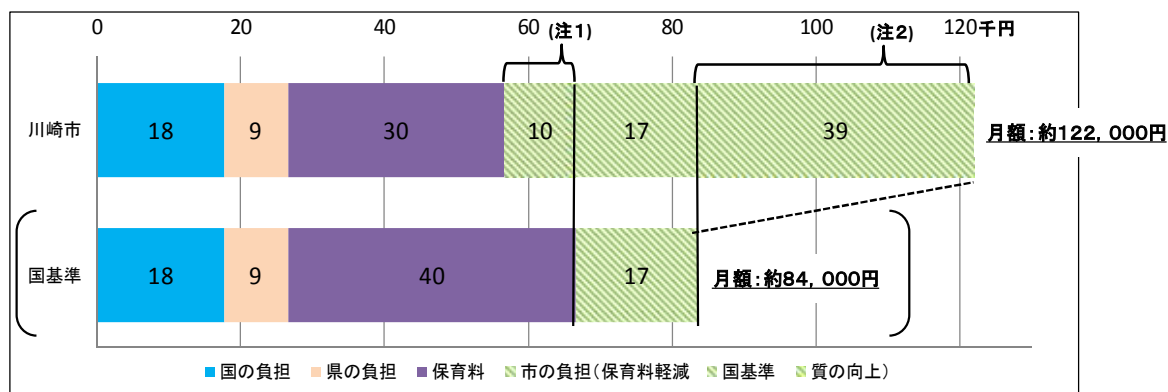
※平成27年度予算額については、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国基準運営費が質の改善を図るために増額されたこと及び給付対象施設の増加に伴い、昨年度と比較して約62億円の増となっています。

※新制度における国基準運営費の負担割合は、国1/2、市1/2から国1/2、県1/4、市1/4へと変更となっています。

（２）保育所の子ども１人あたり月平均負担額の内訳

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童１人あたりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造です。

本市においては、利用児童の処遇向上と保育料の負担軽減のために独自の施策を展開してきました。現在の状況としては下記のとおり、児童１人あたり、月額約１２２，０００円の費用がかかっています。（保護者の負担は月額約３０，０００円）



◎保育所等利用児童数の年齢別の状況

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
H27 保育所等 利用児童数 (A) (A)/(B) %	1,657 人 (11.65%)	4,028 人 (28.85%)	4,407 人 (32.22%)	4,554 人 (34.14%)	4,365 人 (32.90%)	4,022 人 (31.08%)	23,033 人 (28.29%)
H26 保育所等 利用児童数 (A) (A)/(B) %	1,467 人 (10.61%)	3,510 人 (25.16%)	4,004 人 (29.40%)	4,220 人 (31.28%)	3,953 人 (30.27%)	3,776 人 (28.99%)	20,930 人 (25.85%)
H25 保育所等 利用児童数 (A) (A)/(B) %	1,404 人 (10.11%)	3,288 人 (23.68%)	3,712 人 (26.91%)	3,815 人 (28.85%)	3,705 人 (28.16%)	3,475 人 (26.81%)	19,399 人 (23.98%)

(参考)

H27 就学前 児童数 (B) (比率)	14,229 人 (17.48%)	13,962 人 (17.15%)	13,679 人 (16.80%)	13,338 人 (16.38%)	13,268 人 (16.30%)	12,942 人 (15.89%)	81,418 人 (100%)
H26 就学前 児童数 (B) (比率)	13,822 人 (17.07%)	13,949 人 (17.23%)	13,618 人 (16.82%)	13,489 人 (16.66%)	13,059 人 (16.13%)	13,026 人 (16.09%)	80,963 人 (100%)
H25 就学前 児童数 (B) (比率)	13,886 人 (17.16%)	13,887 人 (17.16%)	13,793 人 (17.05%)	13,224 人 (16.35%)	13,157 人 (16.26%)	12,962 人 (16.02%)	80,909 人 (100%)

(参考)【平成27年4月新規開設園の利用状況】(民営化園、川崎認定からの認可化園を含む)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
①認可保育所 (計 33 か所:定員計 2,085 人)	82 人	397 人	390 人	339 人	167 人	77 人	1,452 人
②地域型保育 (計 43 か所:定員計 364 人)	83 人	146 人	96 人				325 人
①+② 合 計 (計 76 か所:定員計 2,449 人)	165 人	543 人	486 人	339 人	167 人	77 人	1,777 人

◎保育所等利用児童数の区別の状況

区 名	就学前児童数 (比率) (A)	保育所等利用児 童数(比率) (B)	利用児童割合 (B)/(A) %	保育所等 施設数	定員数
川 崎 区	11,185 人 (13.74%)	3,128 人 (13.58%)	27.97%	42	3,072
幸 区	9,352 人 (11.49%)	2,839 人 (12.33%)	30.36%	39	2,771
中 原 区	14,738 人 (18.10%)	4,441 人 (19.28%)	30.13%	66	4,739
高 津 区	13,047 人 (16.02%)	3,760 人 (16.32%)	28.82%	49	3,468
宮 前 区	13,315 人 (16.35%)	3,354 人 (14.56%)	25.19%	44	3,212
多 摩 区	10,271 人 (12.62%)	3,294 人 (14.30%)	32.07%	45	3,427
麻 生 区	9,510 人 (11.68%)	2,217 人 (9.63%)	23.31%	31	2,180
計	81,418 人 (100%)	23,033 人 (100%)	28.29%	316	22,869

※ 保育所等利用児童数は、各区在住児童の市内・市外保育所等の利用児童数です。

【参考】 保育所等利用待機児童の定義

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約（利用希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

(4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※下線部分は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課（平成27年1月14日付け雇児保発0014第1号）通知により、定義に内容変更があった部分

教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（概要版）

1 保護者が労働を保育の必要性の事由とする場合

平成 27 年 4 月

ランク	細目	
A	居宅外労働	・ 月実働 140 時間以上就労
	自営業（中心者）	
B	居宅外労働	・ 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労
	（中心者）	
	自営業（協力者）	・ 月実働 140 時間以上就労
C	居宅外労働	・ 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労
	（中心者）	
	自営業（協力者）	・ 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労
D	居宅外労働	・ 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労
	（中心者）	
	自営業（協力者）	・ 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労
E	居宅外労働	・ 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労
	（中心者）	
	自営業（協力者）	・ 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労
F	居宅外労働	・ 就労先確定
	（中心者）	
	自営業（協力者）	・ 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労
G	自営業（協力者）	・ 就労先確定

2 保護者が労働以外を保育の必要性の事由とする場合

ランク	細目
A	・ 疾病・負傷により常時臥床又は 1 ヶ月以上の入院 ・ 重度の心身障害
C	・ 疾病・負傷の治療や療養のため 1 ヶ月以上の自宅での安静加療を指示されている場合
D	・ 出産予定日の約 2 ヶ月前から出産後 2 ヶ月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合
E	・ 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1 ヶ月以上自宅での療養を指示されている場合
A～E	・ 通院・通所時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、居宅外労働の細目を準用 ・ 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用
A～F	・ 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用 ・ 自立の促進が認められるひとり親世帯については、就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働または自営の細目を準用 ・ 生計中心者の失業により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働または自営の細目を準用
A～H	・ その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例）家庭内において虐待等を受ける恐れがある場合、養育能力が著しく低い場合 対象児童が障害を有している場合
H	・ 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合

(問い合わせ先)

＜待機児童対策の取組全般に関する事＞

こども本部子育て推進部事業調整・待機児童対策担当課長 織裳（おりも）

電話：０４４－２００－３６３０

＜保育所の運営等に関する事＞

こども本部子育て推進部保育課長 田中

電話：０４４－２００－２６８６

＜保育所・小規模保育の整備に関する事＞

こども本部子育て推進部保育所整備課長 蔵品（くらしな）

電話：０４４－２００－３７２８